

別紙1 一時保護所リース建築物 所要室一覧(案)

カテゴリ	必要諸室	室数	収容人員	合計面積(m ²)	稼働時間	関連法規等	各室の留意点・備考	機器・備品などの例
男子学齢児エリア	居室	2	3	計 54.5以上 ※定員11名 以上	24	最低基準 (4.95m ² /人以上)	・廊下から視認しやすくすること。 ・防音に配慮すること。 ・容易に破損しない構造としつつ、 頭打ち等にて大きな外傷を与えない 構造とすること。	布団棚、衣類収納引出、 ナースコール、個室・ 静養室が死角になる 場合は監視カメラ
	居室	2	2		24			
	居室	2	1		24			
	静養室	1	1		24	運営指針		
	ホール	1	11	30以上	14	運営指針	・日中活動の場として、定員に見合う スペースを確保。 ・卓球台が設置できるスペースを確 保。 ・日中は男女のホールを一体的に運 用し、夜間は男女のホールを可動壁 等により仕切る。	卓球台、テレビ・DVD、 書架、ソファ
	トイレ(男子児童用)	1	—		24	最低基準	小便器*2、洗浄式洋式便器*2	手洗い、清掃用具庫、 汚物用シンク
	洗面、洗濯・乾燥室	1	11		24	運営指針	・同時に4人程度が洗面可能なこと。 ・洗濯・乾燥機を3台以上設置可能 なこと。 ・冬季防寒着を乾燥させるスペース が必要。	シンク、用具棚、洗濯・ 乾燥機、洗濯パン、乾 燥室用暖房設備
	浴室・脱衣室	1	1		10	最低基準	小学生1人・大人1人の入浴・脱着衣 が可能であること。	UB
物品庫・リネン庫	1	—		24		児童の荷物や貸出用衣類等の保管 スペース。寝具類の保管スペース。 児童の持参した荷物や衣類等が十分 に収まる広さ、箇所数であること。	棚	
女子学齢児エリア	居室	2	3	計 54.5以上 ※定員11名 以上	24	最低基準 (4.95m ² /人以上)	・廊下から視認しやすくすること。 ・防音に配慮すること。 ・容易に破損しない構造としつつ、 頭打ち等にて大きな外傷を与えない 構造とすること。	布団棚、衣類収納引出、 ナースコール、個室・ 静養室が死角になる 場合は監視カメラ
	居室	2	2		24			
	居室	2	1		24			
	静養室	1	1		24	運営指針		
	ホール	1	11	30以上	14	運営指針	・日中活動の場として、定員に見合う スペースを確保。 ・卓球台が設置できるスペースを確 保。 ・日中は男女のホールを一体的に運 用し、夜間は男女のホールを可動壁 等により仕切る。	卓球台、テレビ・DVD、 書架、ソファ
	トイレ(女子児童用)	1	—		24	最低基準	洗浄式洋式便器*2	手洗い、清掃用具庫、 汚物用シンク
	洗面、洗濯・乾燥室	1	11		24	運営指針	・同時に4人程度が洗面可能なこと。 ・洗濯・乾燥機を3台以上設置可能 なこと。 ・冬季防寒着を乾燥させるスペース が必要。	シンク、用具棚、洗濯・ 乾燥機、洗濯パン、乾 燥室用暖房設備
	浴室・脱衣室	1	1		10	最低基準	小学生1人・大人1人の入浴・脱着衣 が可能であること。	UB
物品庫・リネン庫	1	—		24		児童の荷物や貸出用衣類等の保管 スペース。寝具類の保管スペース。 児童の持参した荷物や衣類等が十分 に収まる広さ、箇所数であること。	棚	

別紙1 一時保護所リース建築物 所要室一覧(案)

カテゴリ	必要諸室	室数	収容人員	合計面積(m ²)	稼働時間	関連法規等	各室の留意点・備考	機器・備品などの例
共通 その他	事務室	1	20		24	運営指針	<ul style="list-style-type: none"> ・収容人員及び勤務体系に見合った面積・什器配置。 ・事務室の一部に夜勤職員仮眠スペースを設ける。 ・事務室内に流し、給湯設備を確保。 ・セキュリティ関係、防災関係、放送設備、監視設備、OA機器を設置。 ・石鹸、洗剤、歯ブラシ等の日常生活用具の保管、遊具類の保管スペース。 	事務机、イス、書架、電話、PC・プリンタ、シュレッダー、監視モニタ・録画機器、防犯・放送設備、スケジュールボード、ホワイトボード、掲示板、日常生活用具保管庫
	休憩スペース(仮眠スペース)	1	1		24	運営指針	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室と一体とする。 ・夜勤従事の正職員が休憩可能なこと。 ・児童に簡易食の提供が可能な設備 	ベッド、寝具収納ロッカー、食器棚、給湯設備、冷蔵庫、電子レンジ、テレビ、監視設備、電話
	食堂(兼学習室)	1	11		14	運営指針	<ul style="list-style-type: none"> ・娯楽室兼用 ・配膳室(厨房で取り置き等可能であれば不要) 	食卓・イス、手洗い場、テレビ・DVD、書架、ホワイトボード、冷蔵庫、配膳室
	相談室	1	4		3	最低基準	<ul style="list-style-type: none"> ・面談室前に待合スペースを設けること。 ・子どもの無断外出の恐れがあるため、玄関との動線に考慮が必要。 	ミーティングテーブル、イス4+2、電話
	トイレ(職員用、男女)	2	—		24		男女別、各洋式便器*1、汚物処理室	洋式便器、手洗い
	更衣・休憩室(男)	1	10		24		職員数に見合う更衣ロッカー数、出勤者数に見合う広さの更衣スペース及び休憩スペースを設けること	更衣ロッカー、靴箱、洗面台、座卓など
	更衣・休憩室(女)	1	10		24			
	宿直室(男)	1	1		5	運営指針	<ul style="list-style-type: none"> ・場所はどこでも可 ・監視装置が必要 	ベッド、寝具収納ロッカー、監視装置、電話
	宿直室(女)	1	1		5	運営指針	<ul style="list-style-type: none"> ・場所はどこでも可 ・監視装置が必要 	ベッド、寝具収納ロッカー、監視装置、電話
	給湯スペース	1	—		24		休憩スペースに設置	給湯設備、食器棚
	風除室	1	—		24		<ul style="list-style-type: none"> ・定員に見合うスペースが確保されていること。 ・玄関は靴を脱ぐ場所とし、下駄箱は廊下に設置。 	靴箱は廊下に設置
	調理室	1	—		14	最低基準	搬出・搬入経路を確保すること。	厨房機器
	調理員控室	1	6		14		職員数に見合う更衣ロッカー数、出勤者数に見合う広さの更衣スペース及び休憩スペースを設けること。	更衣・休憩室を想定

別紙1 一時保護所リース建築物 所要室一覧(案)

カテゴリ	必要諸室	室数	収容人員	合計面積(m ²)	稼働時間	関連法規等	各室の留意点・備考	機器・備品などの例
共通 その他	調理員用トイレ	1	1		14		洋式便器*1	
	検収室	1	—		14		・外気が直接調理室内に流れないよう、扉を設け区画する。 ・外から直接食材を搬入できる位置に設置する。	
	食品庫	1	—		14		必要な量の食品が収納可能なこと。	
	前室	1	—		14		調理員の出入口、物品搬入口。	
留意点 等	<ul style="list-style-type: none"> ・各フロア事務室から、フロア内の死角を極力少なくすること。死角ができる場合は、監視カメラ、人感センサ等を設置すること。 ・職員・児童の動線に配慮した室・設備配置とすること。 ・出入口及び窓に外部からの不当な侵入や室内からの転落を防ぐための防犯・防災装置(電子錠、ドア開閉センサ、監視カメラ、カメラ付きインターホン、転落防止柵など)を設置すること。 ・宿直室前廊下の開口部は災害に開錠するドアとし、避難口として利用する。 ・ユニバーサルデザインに配慮した設備とすること。 ・衝突安全性が高く、汚れ・キズに強く、汚損時は清掃・修繕が容易な床・壁材を使用すること。 ・各室・空間の利用状況に合わせた効率的な稼働が可能な冷暖房を設置すること。 ・冷暖房設備は、個別操作及び集中操作(事務室)を可能とすること。 ・各室・空間の利用状況に合わせた効率的な稼働が可能な照明器具を設置すること。 ・照明器具は、個別操作及び集中操作(事務室)を可能とすること。 ・各居室及び廊下に常夜灯を設置すること。 ・一斉放送設備を設置すること。 ・一時保護所内のガラスはすべて強化ガラスとすること。 ・児童の生活スペースの床はクッションフロアとすること。 							

※最低基準:児童福祉法施行規則第35条により、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定を準用。

※運営指針:児童相談所運営指針(厚生労働省)の第9章に、一時保護所に必要な設備等について記載されている。